

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、戸村土地改良区から申請があった上横止頭首工管理規程の変更について、令和6年5月29日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

令和6年6月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 取水位及び制限水位

頭首工における水位は計画最大取水位標高8.06メートル（水位1.80メートル）とする。また、頭首工ゲートは標高8.06メートル（越流水位8.56メートル）を越えて堰上げをしてはならない。

2 取水

頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる取水量の範囲で気象、水象及びかんがい等の状況を考慮して、受益地に必要な水量を取水するものとする。

5月1日から5月10日まで 毎秒0.792立方メートル

5月11日から8月31日まで 毎秒0.657立方メートル

3 取水量の測定

取水量の測定は、取水口下流の幹線用水路に設置された量水標により水位を読取り算出するものとする。なお、水路の経年変化、改築等により、測定の精度を変更する必要がある場合はその都度速やかに、河川管理者に変更資料を提出し、確認を得なければならない。

4 頭首工からの放流

計画水位標高8.06メートルを越え、さらに標高8.56メートルを上まわる恐れがある時は、次に定めるところにより、頭首工から放流すること。

5 点検及び整備等

管理主任者は、堰堤、起伏ゲート等を操作するために必要な機能・器具・資材の点検及び整備を行い、特に起伏堰及び予備電源設備については適時運転を行い常時良好な状態に維持しなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象で、その影響が堰に及ぶものが発生したときは、その発生後、速やかに堰の点検を行い、堰に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

6 洪水警戒体制

この規程において洪水警戒体制とは、次の各号の1つに該当するときをいう。

- (1) 頭首工にかかる直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警報が発生されたときは、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間
- (2) 頭首工の水位が標高8.56メートル（水位2.30メートル）を上まわる恐れが大きいと認められるときから頭首工の水位が標高8.56メートル未満となり、再び増水する恐れがないと認められたときまでの間